

第 6 期堺市障害福祉計画・第 2 期堺市障害児福祉計画の 策定に関する検討の進め方（案）

【計画の概要】

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」に基づき、障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児サービス等の提供体制の確保について目標を検討し、サービスの種類ごとの必要見込量及びそれらの確保のための方策等を定める第 6 期堺市障害福祉計画及び第 2 期堺市障害児福祉計画（以下、単に「計画」という。）を一体的に策定するものである。

本計画は令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間を計画期間とし、平成 26 年度に策定した第 4 次堺市障害者長期計画を踏まえ、（仮称）次期堺市基本計画、地域福祉計画及びこれまで本市が策定してきた計画及び法令との整合性を保つものとする。

【進め方】

- 計画の全体像や総論的な議論については、障害者施策推進協議会（本会）で検討する。
- 新たな計画の各論は、障害福祉計画策定専門部会で検討する。
- 部会に属する委員は、会長が指名する委員又は臨時委員で構成する。
- 部会長は、当該部会に属する委員の互選により定める。

【スケジュール】

日程	会議等	議事内容
8 月	第 1 回障害者施策推進協議会（本会）	新たな計画の全体像や総論的な議論
9 月上旬 ～12 月上旬	障害福祉計画策定専門部会	各論について検討。5 回程度開催
1 月	パブリックコメントの実施	
3 月中下旬	第 2 回障害者施策推進協議会（本会）	部会での議論を踏まえた計画案の最終確認
3 月末	計画策定	

【長期計画との関係】

	平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
障害者長期計画 （障害者基本法）	第 3 次長期計画									第 4 次長期計画								
障害福祉計画 （障害者総合支援法）	第 1 期			第 2 期			第 3 期			第 4 期			第 5 期			第 6 期		
障害児福祉計画 （児童福祉法）													第 1 期			第 2 期		